

万円にのぼる。児童一人あたりに平均すると、約四一万七千円、このうち、国は一〇万八千円（二六％）、児童の保護者は七万九千円（一九％）、残りの二三万円（五五％）は市が負担している（図4—12）。

### ●健全な青少年を育成

最近、青少年による窃盗、暴行などの犯罪が新聞紙上に目立つ。目まぐるしい社会の変動は、青少年をとりまく生活環境に大きな変化を及ぼし、とりわけ、受験競争に明け暮れる現代青少年の心情は、とみに複雑微妙となつて、時にはそれが非行や問題行動につながる場合もある。市青少年相談センターにおける相談状況をみると、毎年の傾向として登校拒否が一番多く、次いで家出・外泊・浮浪等、身上相談、窃盗等が多い。

市では、青少年が健全に育つよう、青少年施設の整備を中心とする活動の場づくり、指導者の養成、学童保育などの施策を進めている。先頃、青少年育成のため、青少年とその指導育成にあたる者の研修の場として金沢区の野島公園に野島青少年研修センターを開設した。また、野外活動の場として、四七年に赤城山に市民野外活動センターを建

設したが、五三年には赤城林間学園を開設し、さらに南伊豆に臨海学園の建設準備を進めている。

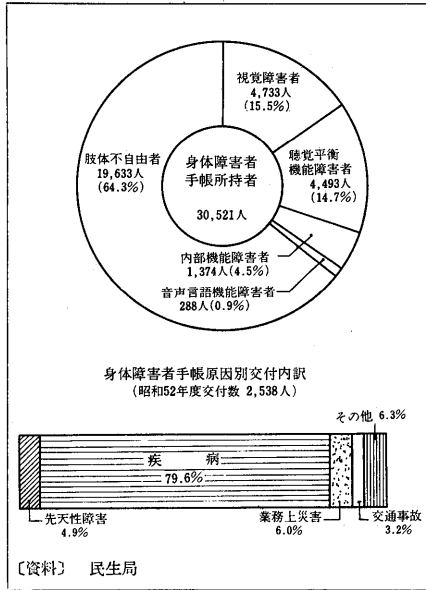
施設の整備とともに、青少年にはその成長を暖かく見守り、指導できる人が必要である。市では四九年に青少年団体等の関係者と協力して、全国でも例をみない「社団法人横浜ボランティア協会」を設立した。翌年度から指導者を養成し、派遣するなどして次第にボランティアの輪を広げている。

### 心身障害者

#### ●増える身体障害者

市内に何人ぐらゐの障害者がいるのか、その正確な数を把むのはなかなか難しいが、身体障害者については、手帳制度がかなり行きわたっているので、その交付数でおおよその数は把める。その数は、五二年度末で三万人強で、この四年間に八、四〇〇人、三八％ほど増えている。新規に発行される身体障害者手帳は、毎年二千件もあり、これは年を追って増えている。五二年度は二、五三八人が手帳を受けたが、このうち、病気が原因で障害者になった人は八割にもなる。近年では脳血管障害等のいわゆる成人病・老人病といわれるものが多く、年々増加の傾向にある。次い

図4-13 身体障害者手帳の交付状況



で業務上の災害、先天的障害によるものであるが、交通事故によるものも3%ほどある。また、障害の種類は、手足や体幹の機能障害（肢体不自由）が六割強で最も多い（図4-13）。

精神薄弱者についても療育手帳の制度があり、市でも五年三月から実施しているが、五三年度末で四百件余りの交付数であり、この正確な数を把握することは難しい。そこで、厚生省が公表している推定出現率を用いて推計すると、一万三千人程度と見込まれる。したがって、市内の心身障害

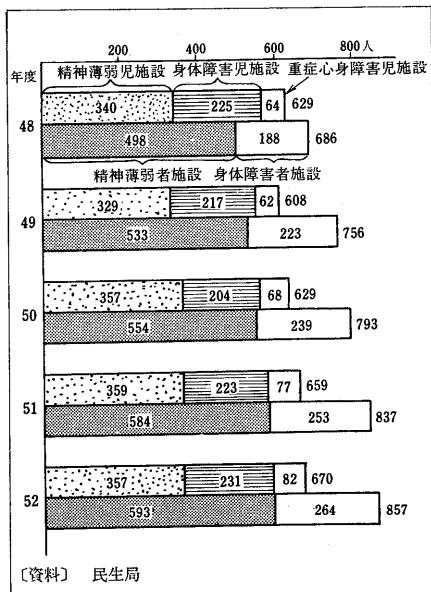
者の数は、おおよそ四万三千人と推計される。

●早期療育と社会参加に重点

福祉施設に入所または通所している障害者は、児童・成人あわせて約一、五〇〇人で、この四年間に一六%ほど増えている（図4-14）。児童については、養護学校や特殊学級などの整備が進んだこと及び障害児を地域社会で受けとめようといういわゆる地域福祉指向のたかまりもあって、福祉施設の入所者は僅かな増にとどまっているが、成人は四八年度に比べて二五%ほど増加している。五四年四月から養護学校教育の義務制がスタートし、障害児の全員就学が実現するが、これに伴い、これからの福祉施設もこれに対応した新しい役割が期待されよう。例えば、六歳から一五歳ないしは一八歳ぐらいまでの学齢児については、学校での指導・訓練が中心となるので、福祉施設は主に幼児と成人を対象としたものに重点が移ることなどである。

障害をできる限り軽度にとどめ、よりよく克服していくためには、障害を早期に発見し、治療・訓練へと結びつけることが何よりも必要である。市内には、これら幼児を対象とした通園施設が六か所（精神薄弱二か所、身体障害四

図4—14 障害児(者)の施設入所数



か所)設置されており、二五一人の障害児が通園しているが、五四年秋に、もう一か所精神薄弱児の通園施設が開所する。また、できるだけ家庭の近くで専門的な訓練や集団指導が受けられるよう、障害児の親の会などが自主的に行う地域訓練会の助成や保育園での障害児保育への助成を実施している。

一方、義務教育終了後の障害者の福祉対策としては、生活の自立が大きな課題であり、中でも就業の場を求める障害者の要望が強い。五一年十月、身体障害者雇用促進法が

表4—14 県内の身体障害者雇用状況

区分	企業数 (機関数)	雇用状況		雇用率	達成率 %
		常用労働者数 (職員)	身体障害者数		
民間企業	1,311	418,433	5,148	1.23	53.7
特殊法人	1	224	—	—	0
地方公共団体	58	56,214	1,141	2.03	74.1
地方公営企業	6	5,691	113	1.99	100.0
合計	1,376	480,562	6,402	1.33	54.1

〔注〕 昭和53年6月1日現在  
〔資料〕 神奈川県

改正され、官公庁や民間企業での障害者の雇用が義務づけられた。しかし、雇用者側の障害者に対する理解の問題や経済不況が長期化していることもあって、特に民間企業の雇用状況は思わしくない。神奈川県労働部がまとめた五三年六月一日現在の県内の雇用状況は、民間企業五、一四八八、官公庁一、二五四人である。障害者一人以上の雇用を義務づけられている民間企業一、三一一人のうち、雇用率を達成した企業は五四%で、やつと半数を超えた程度であり、しかも軽度の障害者に限られているのが現状である。今後の企業の一層の理解と行政の強い指導が必要である(表4—14)。

このような障害者のために、市で

は地域に授産所を整備してきた。五三年三月現在で、四か所が開設しており、九五人の障害者が通所している。また、親の会などが各地域で運営している地域作業所を援助するため、運営費や建設費の助成をはじめた。

### ●望まれる年金の充実

障害者やその家族のくらしを少しでも安定したものとす  
るためには、年金等の経済的な援護も欠かせない。現在、  
国民年金法で定める障害年金や障害福祉年金のほか福祉手  
当、特別児童扶養手当などが制度化されているが、市でも  
単独で在宅心身障害者手当を支給しており、五二年度は一  
万二、三一人に支給した。年金制度の現状は十分なもの  
とはいえないが、市単独でこれを拡充することは財政的に  
も困難であり、国に対して改善を要望している(表4—  
15)。

また、重度障害者が容易に医療が受けられるように、四  
八年七月から医療費の援助をしている。対象者数も年々増  
えて、五二年度では二、三〇〇人強となり、年間一人あた  
りが約八回受診した。老人医療に比べると受診回数は半分  
で少ないが、一回あたりの援助額は三倍になっている。

表4—15 障害者の年金・手当受給状況

年金・手当		年額	受給者数
		円	人
在宅心身 障害者 手当	重度	30,000	8,674
	中度	20,000	3,644
特別児童扶 養手当	重度	261,200	} 1,676
	中度	174,000	
福祉手当		64,000	3,685
障害年金	1級	936,000	} 903
	2級	409,800	
障害福祉年 金	1級	261,200	3,836
	2級	174,000	932

〔注〕 昭和52年度分  
〔資料〕 民生事業年報

身体障害者などハンディキャップを持った人々が活動し  
やすい都市とするため、四八年度から歩車道の段差の切り  
下げ、建物出入口の自動ドア化、身障者用便所の設置等を行  
ってきた。さらに、五二年度からは、「福祉の都市環境つ  
くり推進指針」を定め、民間施設を含めた公共的な施設に  
ついても整備改善がなされるよう協力を呼びかけている。  
以上、おもな施策を述べたが、障害者に対する福祉サ  
ービスは、生活の全域にわたって幅広く行われているが、  
これらを障害者の生活段階に沿って体系化していくこと

が、今後の課題のひとつである。また、これらの施策を担当する行政機関も民生、衛生、教育、労働等の各分野にまたがるため、市では心身障害者対策協議会を設置して相互の連絡調整をはかっているが、これをより緊密なものにする必要がある。障害をもつ市民が一般市民とともに生活できる地域社会を築くために、行政施策の拡充に一層の努力が必要であるが、それが地域における市民の積極的な参加と協力をえて、豊かな福祉の風土として結実していくことが望まれるところである。

## 健康

### ● 九人に一人が病気

市民の八・七人に一人は何らかの病気をもち、相変らず風邪、高血圧、胃腸病等のいわゆる「三大国民病」に悩まされている。これは、五二年一〇月に実施した健康調査における市民の健康状態である。

市民の有病率は、人口千人当たり一一五・三で、これは県内平均（一〇九・四）を上まわるが、十大都市平均（一

一七・二）よりやや低く、ほぼ全国並み（一一五・七）といえる（図4—15）。病気別では、風邪などの呼吸器系疾患が一番多く、次いで高血圧などの循環器系疾患、三位が消化器系疾患で、この三疾患で全体の六七%を占めている（図4—16）。全国平均では循環器系疾患が、十大都市平均では呼吸器系疾患が一位であることをみると、本市の疾病構造は、都市型の特徴をはつきりと表わしている。年齢別では、やはり六五歳以上の高齢者が一番高く、三人に一人が病気をしている。次いで四五〜六四歳の壮年層、〇〜

図4—15 市民の有病率

